

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 薬事

15 医薬品等の品質・有効性及び安全性の確保
[医薬品の再審査制度]

新たに承認された医薬品について,承認から6年(又は4年)後に,その間に収集された資料をもとに有効性及び安全性の確認を行っている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

III 薬事

15 医薬品等の品質・有効性及び安全性の確保 [医薬品の再評価制度]

既に承認され,広く使用されている医薬品について,現在の医学薬学の学問水準から有効性・安全性を見直す制度であり,特に医療用医薬品については,原則として5年ごとに繰り返し見直しを行っている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

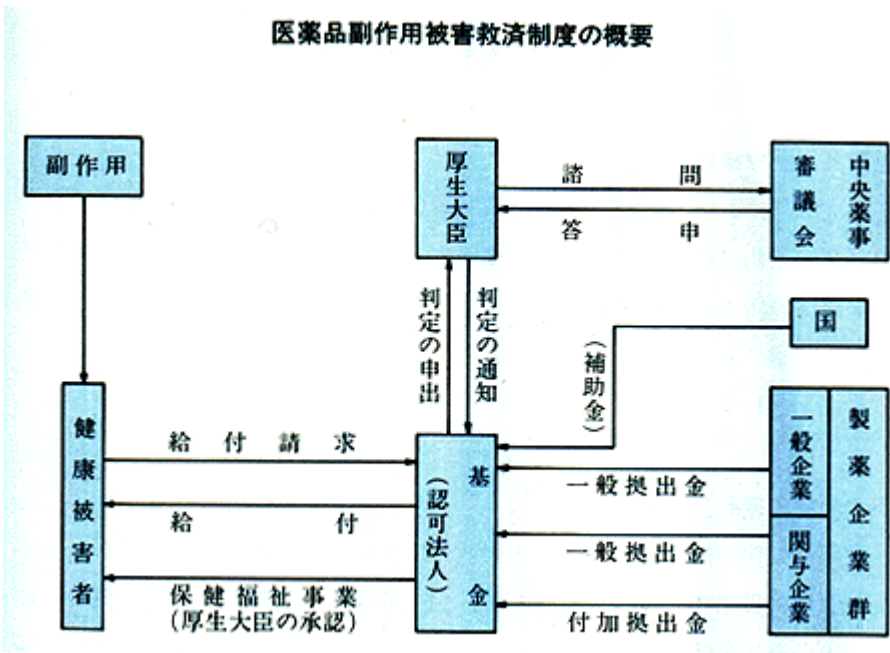
Ⅲ 薬事

16 医薬品副作用被害救済制度

[医薬品副作用被害救済制度]

医薬品を適正に使用して発生した副作用被害で、第三者にその賠償責任を追求できない健康被害に対し、各種の救済給付を行い、患者又は家族の迅速な救済を図ることを目的としている。この制度は厚生大臣の認可を受けて設立された医薬品副作用被害救済・研究振興基金が業務を行っている。

医薬品副作用被害救済制度の概要



医薬品副作用被害救済給付状況の年次推移

医薬品副作用被害救済給付状況の年次推移

(平成3年度末現在)

年 次	請 求 件 数	支 給 件 数	支 給 金 額 (千円)
昭和55～60年度	456	285	460,986
61	133	98	206,769
62	136	84	260,959
63	175	120	367,859
平成 元	208	138	442,210
2	225	225	507,861
3	208	194	531,427

資料：医薬品副作用被害救済・研究振興基金調べ

第2編

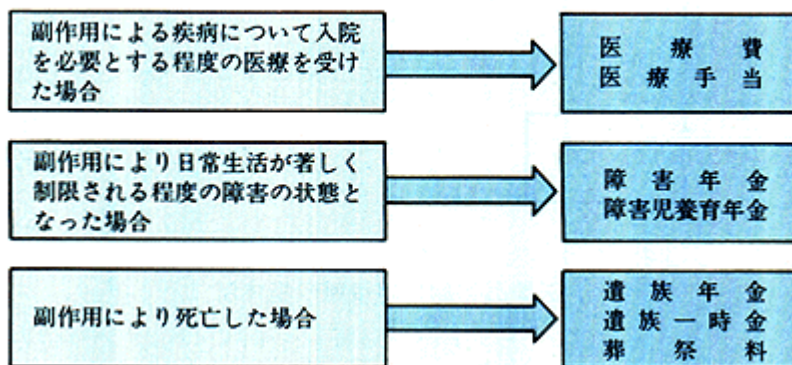
第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 薬事

16 医薬品副作用被害救済制度

[救済給付の種類]

[救済給付の種類]



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 薬事

16 医薬品副作用被害救済制度

[既発生被害の救済に関する薬務]

医薬品副作用被害救済・研究振興基金では,スモン被害の和解患者に対して製薬企業及び国から委託を受け,健康管理手当等の支払等を行っている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 薬事

16 医薬品副作用被害救済制度

[血液製剤によるエイズ患者等のための救済事業]

血液製剤によるHIV(エイズウイルス)感染者がエイズを発症した場合や死亡した場合などに対し、医薬品副作用被害救済制度に準じて各種の給付を行っている。この救済事業は厚生省の指導の下に、(財)友愛福祉財団が医薬品副作用被害救済・研究振興基金に委託して実施している。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 薬事

17 医薬品等の産業政策

[医薬品・医療機器産業]

平成3年における我が国の医薬品生産金額は約5兆7千億円,医療用具の生産金額は約1兆3千億円となっている。医薬品・医療機器産業は,国民の保健水準の向上に不可欠の産業であり,我が国にふさわしい省資源・知識集約型の産業であることから,研究開発の振興を軸に産業基盤の強化を図っていくこととしている。

医薬品生産金額の推移

医薬品生産金額の推移

(単位:百万円)

年次	生産金額	前年増減		指数 56年=100
		金額	比(%)	
昭和56年	3,679,139	196,962	5.7	100.0
57	3,980,232	301,093	8.2	108.2
58	4,032,057	51,825	1.3	109.6
59	4,026,985	△5,072	△0.1	109.5
60	4,001,807	△25,178	△0.6	108.8
61	4,280,732	278,925	7.0	116.4
62	4,825,398	544,666	12.7	131.2
63	5,059,459	234,061	4.9	137.5
平成元	5,502,271	442,813	8.8	149.6
2	5,595,435	93,164	1.7	152.1
3	5,697,244	101,809	1.8	154.9

(注) △は減。
資料:厚生省薬務局「薬事工業生産動態統計」

医療用具生産金額の推移

医療用具生産金額の推移

(単位：百万円)

年 次	生産金額	前 年 増 減		指 数 (56年=100)
		金 額	比(%)	
昭和56年	719,505	△ 679	△0.1	100.0
57	764,293	44,788	6.2	106.2
58	852,223	87,930	11.5	118.4
59	932,753	80,530	9.4	129.6
60	968,187	35,434	3.8	134.6
61	979,817	11,630	1.2	136.0
62	1,024,175	44,358	4.5	142.3
63	1,109,312	85,137	8.3	154.2
平成元	1,219,514	110,202	9.9	169.5
2	1,274,216	54,702	4.5	177.1
3	1,297,607	23,391	1.8	180.3

(注) △は減。

資料：厚生省薬務局「薬事工業生産動態統計」

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

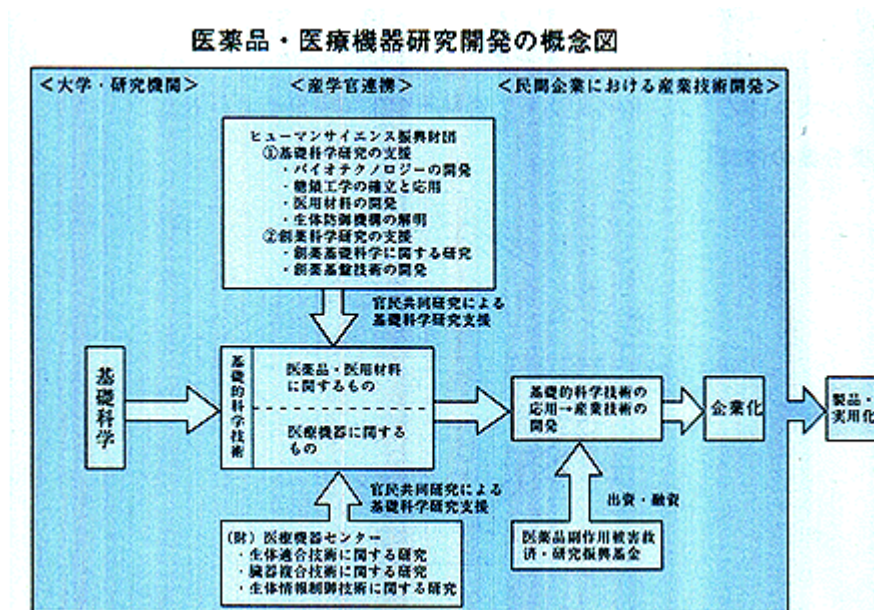
Ⅲ 薬事

17 医薬品等の産業政策

[研究開発の振興]

医薬品副作用被害救済・研究振興基金において,先端技術を活用した医薬品・医療機器等の研究開発に対して,公的資金(産業投資特別会計資金)による出融資等の研究振興業務を行っているほか,(財)ヒューマンサイエンス振興財団や(財)医療機器センターを通じて,画期的な医薬品等や人工臓器の開発につながる先端的・基礎的技術の開発を行う官民共同研究事業を実施している。

医薬品・医療機器研究開発の概念図



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 薬事

17 医薬品等の産業政策

[医薬品の流通近代化]

医薬品は生命関連商品であり,適正かつ安定的な供給が行われることが国民医療上極めて重要であることから,その流通の近代化を推進することが重要な課題となっている。現在医薬品流通近代化協議会が平成2年6月にまとめた「医療用医薬品の流通の近代化と薬価について」と題する報告書を受けて,メーカー・卸において値引補償の廃止,新仕切価制への移行といった価格体系の再編等を柱とする流通改善の定着へ向けた取組みが行われている。

第2編
第1部 制度の概要及び基礎統計
Ⅲ 薬事
18 医薬分業
[医薬分業]

医薬分業とは,医師が患者を診察し治療上薬剤を投与する必要があると認めた場合,患者に処方せんを交付し,地域の薬局の薬剤師がその処方せんに基づいて調剤するという医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担し国民医療の質的向上を図ろうとするものであり,日本以外の先進国では一般的なものになっている。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 薬事

18 医薬分業

[医薬分業の利点]

- 1)医師と薬剤師が薬の内容を確認しあえること。
 - 2)薬について薬剤師から十分な説明を受けられること。
 - 3)薬局における薬歴管理により,同じ薬を重複してもらうことや薬物アレルギーによる副作用の発生を予測し回避することができること。
-

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 薬事

18 医薬分業

[医薬分業の推進]

平成3年度から医薬分業定着促進事業等の施策を実施しているほか、全国38の国立病院においては、外来患者の待ち時間の短縮及び入院患者への指導等の充実を図るため、院外処方せんの発行促進策を講じている。

薬局数、保険薬局数及び処方せん枚数の年次推移

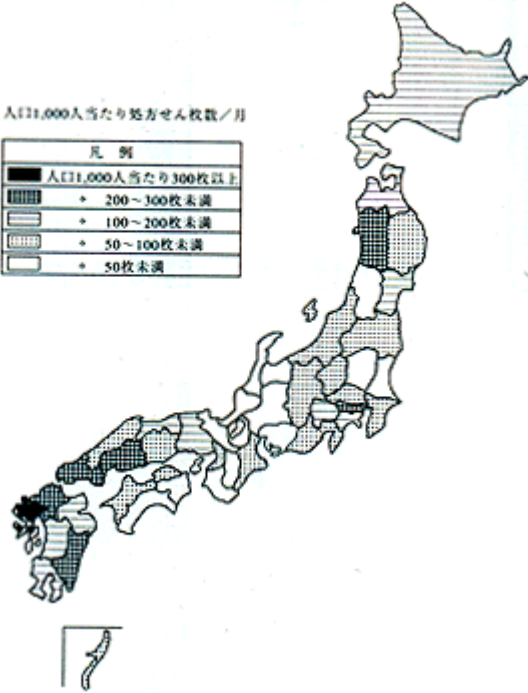
薬局数、保険薬局数及び処方せん枚数の年次推移

年次	薬局数	保険薬局数	処方せん枚数 (万枚)	1,000人当たり処方 せん枚数/月(枚)
昭和59年度	34,689	29,582	10,243	71.7
60	35,264	29,904	10,616	77.2
61	35,723	30,389	11,254	80.2
62	35,915	30,523	11,944	83.2
63	36,142	30,622	12,699	89.6
平成元	36,670	30,885	13,700	95.2
2	36,981	31,331	14,573	105.4
3	36,979	31,410	15,957	109.5

(注) 保険薬局とは、薬局のうち都道府県知事が保険薬局として指定したもの。
資料：厚生省薬務局調べ（薬局数は各年度12月31日現在）
厚生省保険局調べ（保険薬局数は各年度4月1日現在）

都道府県別人口1,000人当たり処方せん枚数

都道府県別人口1,000人当たり処方せん枚数 (平成3年10月)



第2編

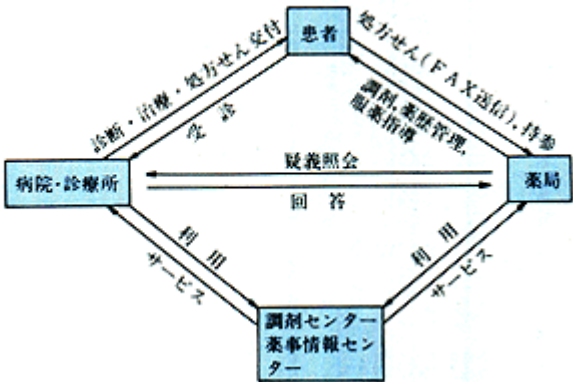
第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 薬事

18 医薬分業

[医薬分業の体制]

[医薬分業の体制]



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

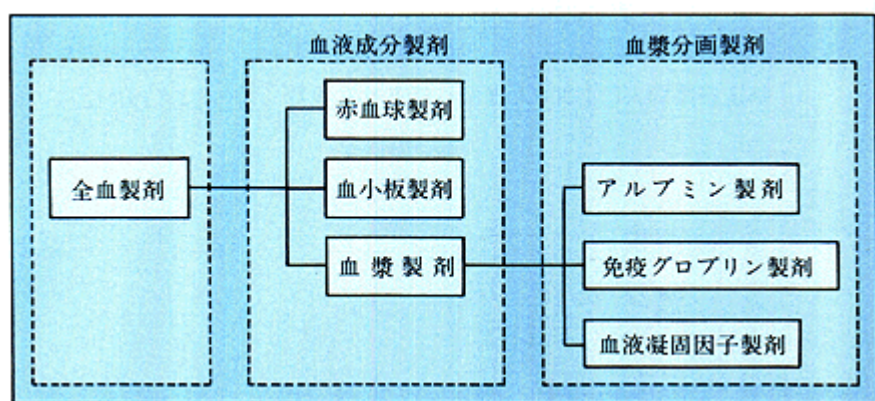
Ⅲ 薬事

19 血液事業

[血液製剤]

血液製剤とは人の血液から作られた医薬品を総称して呼び、全血製剤、血液成分製剤、血漿分画製剤に大別される。このうち全血製剤及び血液成分製剤はそのすべてを献血により確保している。

一方、血漿分画製剤については、その約9割を外国からの輸入に依存しており、倫理性、安全性、安定供給の面から問題が指摘されている。このため、血漿分画製剤を含めたすべての血液製剤の国内自給の確保を目指して体制の整備を図っている。



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

Ⅲ 薬事

19 血液事業

[献血の状況]

昭和61年度から,従来の200ml献血のほか,新たに400ml献血及び成分献血を導入する等新しい血液事業を推進しており,400ml献血者数及び成分献血者数は年々増加している。平成3年度からは,さらに成分献血の献血量について献血者の体重を目安に最高600mlまでとされ,成分献血のなお一層の推進が図られることとなった。

また,これまでの献血の受入れの主役は移動採血車であったが,最近では成分献血の普及推進対策として,献血ルームでの献血の受入れが進んできている。

献血者数及び献血量の年次推移

献血者数及び献血量の年次推移

年次	献血希望者数 (千人)	献 血 者 数 (千人)	献血者内訳 (千人)			献血量 (千ℓ)	対 前 年 比 (%)
			200m ℓ	400m ℓ	成 分		
昭和60年	9,645	8,696	8,696	—	—	1,739	104.7
61	9,561	8,598	7,962	617	19	1,845	106.1
62	9,124	8,217	7,112	1,049	56	1,861	100.9
63	8,820	7,974	6,622	1,251	102	1,859	99.9
平成元	8,694	7,877	6,247	1,447	183	1,892	101.8
2	8,552	7,743	5,742	1,600	402	1,938	102.5
3	8,861	8,072	5,362	1,814	896	2,160	111.5

資料：厚生省薬務局調べ

献血基準

献血基準

(平成3年4月1日より)

献血の種類 項目	成分献血		全血献血	
	血漿献血 (多血小板血漿献血を含む)	血小板献血	200ml 献血	400ml 献血
1 回 献 血 量	300ml～600ml(体重別)	400ml 以内	200ml	400ml
年 齢	18歳～64歳	18歳～54歳	16歳～64歳	18歳～64歳
体 重	男性45kg以上、女性40kg以上		男性45kg以上、女性40kg以上	男女とも50kg以上
収 高 血 圧	90mmHg 以上			
血 液 比 重 等	血液比重1.052以上又は 血色素量12g/dl 以上 (赤血球指数が標準域にあ る女性に11.5g/dl 以上)	血液比重1.052以上又は 血色素量12g/dl 以上	血液比重1.052以上又は 血色素量12g/dl 以上	血液比重1.053以上又は 血色素量12.5g/dl 以上
血 小 板 数	——	15万/ μ l 以上	——	
年間献血回数	血小板献血1回を2回分に換算して 血漿献血と合計で24回以内		男性 6回以内 女性 4回以内	男性 3回以内 女性 2回以内
年間総献血量	——		200ml 献血と400ml 献血を合わせて 男性1,200ml 以内、女性800ml 以内	

〈献血の間隔〉

今回の献血 前回の献血	血漿献血	血小板献血	200ml 献血	400ml 献血
200 ml 献 血	男女とも4週間後の同じ曜日から献血できる			
400 ml 献 血	男女とも8週間後の同じ曜日から献血できる	男性は12週間後・女性は16週間後の同じ曜日から献血できる		
血 漿 献 血	男女とも2週間後の同じ曜日から献血できる		男女とも2週間後の同じ曜日から献血できる	
血 小 板 献 血	男女とも1週間後の同じ曜日から献血できる ただし、4週間に4回実施したあとは次回までに4週間以上あけること			

第2編
第1部 制度の概要及び基礎統計
Ⅲ 薬事
20 麻薬・覚せい剤対策
[麻薬・覚せい剤]

麻薬及び覚せい剤は,すぐれた薬理作用により医療上高い価値を有するものであるが,反面乱用すれば個人の心身に重大な危害を生ずるだけでなく,各種犯罪誘発の原因になるなど社会に及ぼす弊害は計り知れないものがある。

第2編
第1部 制度の概要及び基礎統計
Ⅲ 薬事
20 麻薬・覚せい剤対策
[取締り]

国内の麻薬・覚せい剤禍の撲滅のため全国に配置された地区麻薬取締官事務所及び都道府県を通じ,麻薬・覚せい剤の密輸,密売,乱用に対する取締りを厳重に実施している。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

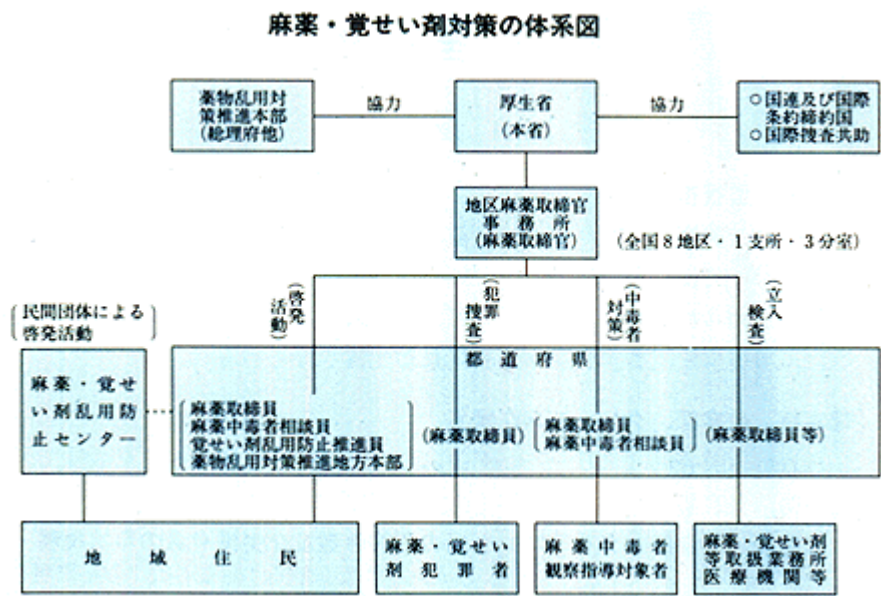
Ⅲ 薬事

20 麻薬・覚せい剤対策

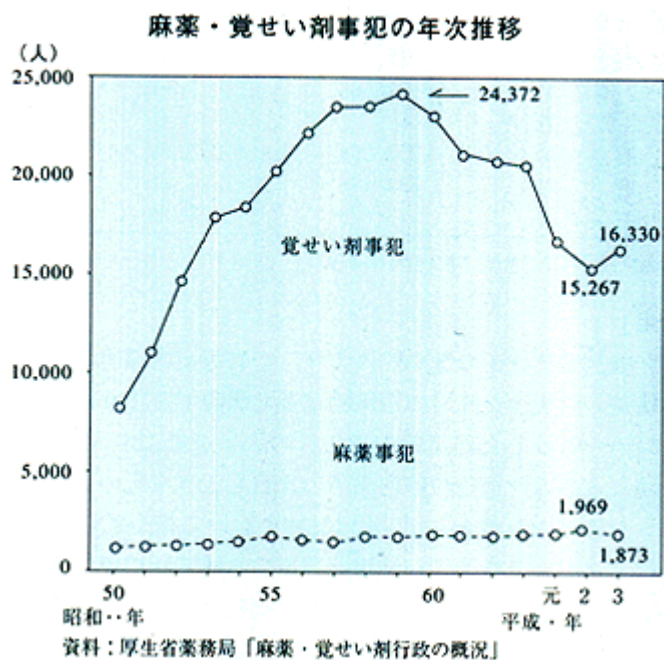
[啓発活動・医療]

中毒者に対する医療措置及びアフターケア,医療用の麻薬・覚せい剤等の管理についての指導監督,国内の自生大麻やけしの根絶,麻薬・覚せい剤禍についての啓発活動など総合的な施策を推進している。

麻薬・覚せい剤対策の体系図



麻薬・覚せい剤事犯の年次推移



第2編
第1部 制度の概要及び基礎統計
Ⅲ 薬事
20 麻薬・覚せい剤対策
[向精神薬対策]

近年,向精神薬(睡眠薬,精神安定剤)の密売・乱用がみられることから,平成2年6月13日,「麻薬取締法」が改正され,向精神薬に関する規制措置が設けられ,法律名が「麻薬及び向精神薬取締法」に改められた。

第2編
第1部 制度の概要及び基礎統計
Ⅲ 薬事
20 麻薬・覚せい剤対策
[麻薬二法の制定]

平成3年10月,麻薬二法(「麻薬及び向精神薬取締法等の-部を改正する法律」,「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」)を制定し,麻薬・向精神薬原料の規制,マネーロンダリング(資金洗浄)の処罰,国外犯処罰,不法収益の没収等不正事犯の取締りを一層強化することとした。
